

2024 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業 ミニレポート

カンボジア王国に登記された法人の確認方法等に関する Q&A

本レポートは、カンボジアにおける現地法人の確認方法等、及び法人設立や変更手続きに関する具体的な情報を提供することを目的としています。カンボジアでのビジネス展開を検討している企業や、既に現地で活動している法人にとって、商業省の手続きや必要な書類、各種手続きの流れを理解する一助となれば幸いです。

以上

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート 「カンボジア王国に登記された法人の登記・変更に関する Q&A」 (2024 年 10 月)

○作成：ジェトロ・プノンペン事務所

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター MAR & Associates Law Firm

【報告書の利用についての注意・免責事項】本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）プノンペン事務所が MAR & Associates Law Firm に作成委託し、2024 年 10 月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本調査レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、読者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

質問 1

カンボジアのウェブサイト上で、現地法人の登記等の証明書又は現地法人の所在確認(会社名称、住所地等)は出来るのか？

回答 1

商業省ウェブサイトにて、現地法人の一般情報（名称、所在地、登録番号、事業開始日、事業目的等）及び法人取締役に関する情報（氏名及び住所）を検索することができ、法人名（英語でもクメール語でも検索可能）の全体もしくは一部又は法人登録番号を入力し、検索結果から確認したい法人を選択すると、当該法人に関する情報の閲覧が可能である。

（商業省ウェブサイトでの現地法人の検索方法）

商業省ウェブサイト（<https://www.businessregistration.moc.gov.kh/searching/>）の「ONLINE SERVICES」から「Search Entity」をクリック。

質問 2

会社法第 260 条には、商業省による証明書は、商業省担当者の署名が必須等と記載あるが、その確認方法はあるか？

回答 2

商業省により発行される証明書には商業省の公印及び商業省担当者の署名及び氏名があるため、当該証明書上で確認することが可能である。

質問 3

現地の弁護士やジェトロ等に依頼して、商業省に提出された申請書類や発行された証明書の写し等は入手することは可能か？

回答 3

当該法人の関係者（取締役等）でなければ、通常、写し等を入手することは不可能である。

質問 4

商業省の所在地はどこか？ また、商業省に定款変更の手続き等をする際、赴く場所はどこか？

回答 4

商業省の住所は「No. 19-61, Confederation de la Russie Blvd (110), Phnom Penh, Cambodia」である。商業省に定款変更の手続き等をする際、赴く場所は、商業省商業登記局となる。

質問 5

商業省商業登記局は、商業省内に所在するのか？

回答 5

商業省商業登記局は商業省内の 3 階に所在している。

質問 6

その他にカンボジア国内で商業省の局や支店等があるのか、ある場合は、その所在地と区別は？

回答 6

プノンペン内の商業省に加え、カンボジア各州に商業省の支局が置かれている。全ての企業登録手続（設立手続及び変更登録手続を含む）は商業省の管轄下であり、各州の商業局はそのサポート作業を担うことにとどまる。

参考情報

1. カンボジアの省庁

行政権を担当する合議制の機関である閣僚評議会の下に、各省庁、機構があり、カン

ボジア国内で起業やビジネスをする際は、各省庁への申請や許可等が必要になる。

2. カンボジアの公務員

カンボジアの公務員は、終身雇用を前提とした職業公務員が中心で、公務員の採用は、一般的に公務員省の監督の下、各省庁が実施する競争試験により行われる。

カンボジアの公務員の定義は以下のとおり規定されている。

- 刑法第 30 条第 1 項(公務員、選挙を通じて権限を与えられた国民の定義)
公務員とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 法令に基づいて任命された、立法府、行政府、司法府に仕える者。ただし、任期が恒久的か一時的か、報酬の有無、地位又は年齢を問わない。
 - ロ カンボジア王国の法律に規定される、公的機関、公社、その他の公的機関を含む公的職務に従事するその他の者
- 反汚職法第 4 条第 2 項（定義）
公務員とは、次の者をいう。
 - a. 永続的か一時的かを問わず、支払いの有無を問わず、かつ、その役職又は年齢にかかわらずに、法定基準を満たす辞令により任命された立法機関、行政機関又は司法機関に在職する者
 - b. 官公庁（カンボジア王国の法律において規定された公的機関又は公営企業その他の公共施設を含む。）に在職するその他の者等と規定されている。従って、カンボジア王国の立法府、行政府、司法府等で勤務している者は、カンボジア王国の公務員と言える。

3. カンボジア王国における事業展開等

(1) 進出形態

会社法第 271 条の規定により、外国企業による進出形態としては、駐在員事務所（商務代表事務所又は商務連絡事務所）、支店、現地法人（子会社）の 3 つがある。

駐在員事務所は、独立した法人格を有しておらず、情報収集等を目的として設置される拠点であるため、会社法第 274 条の規定により、課税対象となる商品販売やサービス提供等の事業活動を行うことができない。また、会社法第 276 条の規定により、商号には「駐在員事務所（Representative Office）」という単語を付す必要がある。

支店は、独立した法人格を有していないが、会社法第 278 条の規定により、特に禁止されているものを除き、内国法人と同様の事業活動を行うことができる。

また、会社法第 281 条の規定により、商号には「支店（Branch）」という単語を

付す必要がある。

現地法人は、有限責任会社という形態が多く、会社法第284条及び286条の規定により、独立した法人格を有し、かつ、特に禁止されているものを除き、内国法人と同様の事業活動を行うことができる。有限責任会社には、株式を公募できない「私的有限責任会社（Private Limited Company: 略称 Co., Ltd.）」と株式を公開できる「公開有限責任会社（Public Limited Company: 略称 Plc.）」があり、会社法第92条の規定により、商号の末尾に略称等を付す必要がある。

(2) 私的有限責任会社の設立

会社法第91条の規定により、自然人又は法人は、国籍等を問わず、商業省担当者に定款を届け出ることによって会社を設立することができる。

定款には、必要記載事項と任意的記載事項とがあるが、会社法第93条の規定により、商号、事務所、株主の氏名及び住所等は必要記載事項とされている。

私的有限責任会社の株主は、自然人・法人を問わず、2名から30名までとされているが、単独私的有限責任会社という一人株主の設立も可能である。一方、取締役は1名以上の自然人でなければならないが、国籍や居住地の要件はない。

会社の登録事務所では、定款、株主総会議事録及び決議、通知書類の写し、有価証券記入帳等の会社記録を保管しなければならない。また、会計記録にあっては、会計年度終了後10年間保管しなければならない。また、会計記録の原本が国外に保管されている場合には、その写しを登録事務所において保管しなければならない。

会社の新規商業登録の際は、あらかじめ商業省商業登記局において、商号が使用可能であることを確認した上で登録申請する。

その上で、(1) 商業省に対する商業登録、(2) 経済財務省の外局である租税総局に対する税務登録、(3) 労働職業訓練省に対する事業所開設申告の各手続きを順次行うほか、新規商業登録の業種によっては、監督官庁に対する許認可・ライセンスの取得手続き等が必要となる。なお、2013年カンボジア労働省令第47号によれば、技能実習生（カンボジア人実習生）の海外送出事業については、最大株主及び取締役会会長はカンボジア国籍保有者でなければならない。かつ、当該最大株主の持株比率は51%以上でなければならないと規定されており、一部、外資規制の対象となる職業がある。

(3) 新商業登録システム

従来、商業登録・税務登録・事業所開設申告の各手続きは、それぞれの当局に対して順次行う必要があり、必要書類等も煩雑であったため、一連の手続きが完了するまでに全体で3、4ヶ月程度を要していたところ、令和2年6月、手続きの

簡易化と必要期間の短縮を目的とした「新商業登録システム」が導入され、商業省・租税総局・労働職業訓練省に対する各手続きをオンラインで一括申請できるようになった。提出書類に不備等がなければ、一括申請後、8営業日以内に登録が完了することとなった。また、2024年1月15日より、登録情報（取締役/代表者・株主・資本金・住所・商号等）の変更についても、同システムで行うことが可能になった。

(4) 現地法人の登録情報（会社細目）の変更

現地法人の登録情報（会社細目）の変更については、「新商業登録システム」に対応していないため、主に下記の順に手続きをする必要がある。

ア 商業省への変更手続

会社法第238条、改正事業規則及び登録法第17・18条、2015年商業省令第142号によれば、以下の手続きには、定款の変更が必要であり、これらの変更がある場合、会社は変更の発効後15営業日以内に商業省への変更を登録しなければならない。

- ・ 会社名の変更
- ・ 事業目的の増加、減少又は変更
- ・ いずれかの種類株式の絶対的又は相対的な特徴の変更を伴う種類株式の再分配
- ・ いずれかの種類株式に対する支払可能な配当の変更
- ・ 登録資本金の増額、減額
- ・ 会社の存続期間の変更
- ・ 登録事務所の変更
- ・ 定足数の変更
- ・ 取締役の変更
- ・ 株式譲渡
- ・ 会社形態の変更
- ・ 株主の変更
- ・ 会社法により定款に含めることが認める条項の追加

会社細目の変更手続きに通常必要な書類は以下のとおり。

- (1) 申請レター
- (2) 会社の決議書の原本（当該決議書が海外からの場合は公証を受けたもの）
- (3) 最新の Company Extract
- (4) 商業省が発行した有効な会社設立証明書のコピー（会社名を変更する場合は原本が必要）
- (5) 商業省で登録された最新の定款のコピー（株式譲渡の場合）

- (6) 商業省が発行した会社登記の認可レターのコピー
 - (7) 最新の年次事業申告書（Annual Declaration of Commercial Enterprise）のコピー
 - (8) 最新のパテント税証明書のコピー
 - (9) 商業省に申請書類を提出する人に対する委任状の原本
 - (10) 商業省に申請書類を提出する人のパスポート/カンボジア ID カードのコピー
- また、変更手続きの際は、商業省に対し、公式手数料として 24 万リエル（約 60 米ドル）又は登録資本金の変更（株式譲渡、増額及び減額）の場合は、80 万リエル（約 200 米ドル）及び定款変更の場合には、追加で 24 万リエル（約 60 米ドル）の支払いが必要となる。

商業省と経済財政省との共同省令第 1643 号によれば、商業省は申請書類一式の受領日から 3～5 営業日以内に申請された細目変更の認可レターを発行しているが、実際には、それ以上の日数（10～20 営業日）を要する場合がある。

イ 租税総局への変更手続

経済財政省令 1139 号及び税法第 101 条（登録の要請）によれば、会社は、住所、法的形態、名称、事業目的、取締役又は税務責任者の変更がある場合には、15 日以内に租税総局へ通知することが必要である。

実務上、この通知は変更に関する商業省の認可レターを添付した税務署長宛ての会社のレターによりなされるので、商業省の認可日から 15 日以内に租税総局への通知が必要となる。

また、会社には、事業所得税、付加価値税（VAT）、パテント税等を納める義務がある。付加価値税は、物やサービスの製造・流通過程で課される消費税のような税、パテント税は、会社の事業に対して課される事業登録税のような税であり、事業目的ごとに登録が必要となる。

会社設立時には税務登録、VAT 登録、パテント税登録をそれぞれ行う必要があるが、パテント税登録は、設立後も毎年更新が必要となる上、他の関連当局に対する申請等でパテント税証明書の写しの提出を求められるため、会社登録事項に変更等があれば、変更登録をする必要がある。

ウ 労働職業訓練省への通知

会社は、住所、生産工程、取締役の変更や会社の閉鎖について労働職業訓練省へ通知することが必要である。

会社は、税務総局での手続完了後、以下と共に、通知レターを労働職業訓練省に提出する必要がある。また、今現在、通知レターの提出にあたり手数料は掛からない。

1. Company Extract

2. 商業省で登録された変更後の定款(該当ある場合)のコピー
 3. 旧パテント税証明書及び最新のパテント税証明書のコピー
 4. 商業省が発行した会社設立証明書のコピー
 5. 最新のパテント税証明書の名義人の ID カード又はパスポートのコピー
- エ その他関連当局への通知

国家社会保険基金（NSSF）に登録している会社は、会社名、住所、所有者、取締役又は株主の代表者の変更について、変更後 30 日以内に国家社会保険基金へ通知する必要がある。更に、会計監査規制当局（ACAR）に対しても情報更新届出を提出する必要がある。

また、他のライセンス当局に登録している会社は、商業省又は税務総局の手続終了後に細目変更について当該ライセンス当局への通知又は認可申請が必要となる。

4. カンボジアの商業省

カンボジアの商業省に勤務する担当者は以下のように規定されている。

- 会社法第 88 条(定義)

本章において、次に掲げる各用語は、それぞれ次に掲げる意味を有するものとする。

(4) 商業省担当者とは、本法律を執行するために商業省によって指名された公務員をいう。

- 会社法第 259 条(担当者の選任)

商業省は、本法律に基づき、商業省担当者としての義務を履行しその権限を行使する者を選任しなければならない。

従って、カンボジアの商業省に勤務する担当者は、カンボジアの公務員であり、商業省の担当者としての義務を履行するための権限が付与されている。

また、本件変更登録に関する商業省担当者の具体的な職務権限として、会社法第 240 条第 1 項(定款変更の証明)には、商業省担当者は、定款の変更を受理した際、定款変更証明書を発行しなければならない旨が規定された上、同法第 260 条（商業省担当者の証明）において、商業省による証明書は、商業省担当者の署名が必須である旨等が規定されている。

以上